

議案第五一號

専決処分事項報告について

緊急執行を要した大衆休養施設整備事業起債については、地方自治法第七十九條第一項の規定により別紙のとおり専決したので同條第三項の規定によつて報告し承認を求めらる。

昭和三十八年五月十一日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和三十八年五月十一日承認

三朝町議会議長 矢田秀雄



專決 処分書

起債 について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金老 千万円也

一 起債目的 大衆休養施設整備事業費に充当するため

一 利率 年率割以内

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入時期 昭和三十七年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。

一 償還方法

借入先の貸付条件による。

但し財政の都合により繰上償還とし又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。

一 償還財源

施設利用収入

右地方自治法第七十九條第一項の規定により専決する。

昭和三十八年三月三十日

三朝町長 坂出雅巳